

第4章 スクールカウンセラーの運用の在り方

スクールカウンセラー制度が日本の学校制度の中に導入されたとき、臨床心理学者の河合隼雄は「幕末の黒船来航」になぞらえて解説をした。黒船来航が日本の文明開化の扉をあけたものであることは、万人の認めるところであるが、それほどまでに、学校現場には異質の物が登場したのである。そこで、その制度が学校教育現場に大きな風穴を開けることを期待しての比喩であった。

平成7年度から全国154の学校に実験的にスクールカウンセラーを置く「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が始まり、本件中学校も、文部科学省の決めた「各県から3校」の研究指定校のうち、その一つを本件中学校が担うことになった。

ところが、発足当時、滋賀県全体では、京都や大阪など近隣他府県に比し、圧倒的に臨床心理士の数が少ないという問題があった。そのことは、スクールカウンセラー事業の運営にも多大の工夫が必要であったと思われる。例えば、スクールカウンセラーが学校で勤務する時間が他府県より短い時間となっている。また、滋賀県のスクールカウンセラーは、児童生徒のカウンセリングより、教員のコンサルティングを主たる業務とするところに特徴があると言われる。そのために、出勤時には職員室に常駐し教員からの相談を受けることになっている。

因みに、当該県の「平成24年度スクールカウンセラー等の活用事業について」によれば、「スクールカウンセラーの職務等」として、校長の指揮監督の下に、①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、④その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの、となっている。これを根拠にスクールカウンセラーは、校長の指揮監督下で、児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供をさせられる危険性がある。先に問題点としてあげたカウンセリングメモに関する問題は、この規定に由来すると考えられる。かくて、スクールカウンセラーの業務そのものが、学校の生徒指導体制下に組み込まれ、教員の仕事を援助ないしは補完するためのカウンセラーとなり、完全に教員の「下請け機関化」しているかのような様相がある。このような現況は極めて不正常であり、臨床心理士の職責にも関わるために、緊急に改めることが求められる。

例えば大阪市や京都市では、学校という敷地を使用しているが、カウンセリング室は学校運営の場からは、独立しているし、相談内容の秘密も保たれている。

今一度、臨床心理士とは何か、原点に立ち返った在り方を検討すべきではないだろうか。スクールカウンセラーの職性についての認識を改めるべきであろう。

まず、最初に考えねばならないことは、スクールカウンセラーの外部性の強化である。スクールカウンセラーが、教員と同じように、「校務分掌」を持たされたり、校舎内の巡回指導に回るなど、完全に「教員の役割」と同様であることは避けるべきで

ある。しかも、子どもが気軽に相談できるようなカウンセリング室が設置されていない、カウンセラーは職員室に常駐している、これでは相談が出来ないのが、当然であろう。子どもが仮に「担任との人間関係に悩む」との課題を抱えてきたとしよう。その子どもの相談の秘密はどのようにして守られるのであろうか、明白なことである。生徒のプライバシーについてスクールカウンセラーとしての守秘義務を厳守する。これは学校や教育委員会に対しても徹底されなければならない。

さらに重要なことは、スクールカウンセラーが学校、教育委員会に対しても公正中立独立を維持しなければならないことである。本件のように、Aの家庭に虐待があるという学校、市教育委員会の考えを、確たる証拠がないにも関わらず補強したのではないかと疑われるようなことは厳に慎むべきである。今回のスクールカウンセラーの行動は、スクールカウンセラーの所属する財団法人日本臨床心理士資格認定協会が制定した臨床心理士倫理綱領において、第1条に「その業務の遂行に際しては、来談者等の人権尊重を第一義と心得る」、第3条に「臨床業務従事中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。」などと定められていることとの関係で問題であると指摘せざるを得ない。臨床心理士会の倫理綱領に忠実であるべきである。その意味からいえば、今一度スクールカウンセラーの役割について議論し明確な活動指針を確立し、スクールカウンセラーに対する効果的な倫理研修の実施を速やかに行うべきである。

また、各学校に配置されるスクールカウンセラーの配置においても、公正と中立が維持されなければならないと、選任過程の可視化が強く求められる。現在の学校におかれているスクールカウンセラー制度を考えるに、地域の方たちとの個人的関係の一切ない臨床心理士を当てることは、基本中の基本であろう。

最後に、さまざま複雑な家庭環境を抱える子どもたちに対応するためには、臨床心理士に加えて、問題解決のケースワークを担当する「スクールソーシャルワーカー」の配置も必要ではないかと考える。